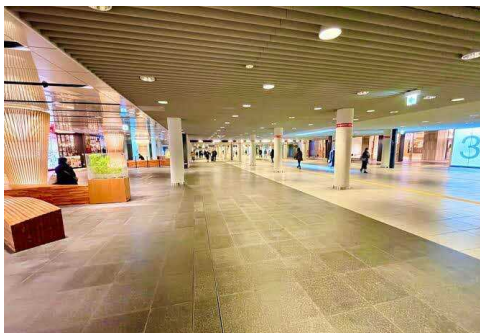


第6節 地下街

地下街は大勢の人が出入りし、災害発生時には煙が充満することから避難が困難となり、大きな災害になるおそれがあります。

このことから、地下街では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みのすべての行為が禁止されています。



地下街における地下道

1 禁止される場所と禁止される行為

(1) 禁止される場所の範囲等

地下街の用途に使用される場所は、規模の大小にかかわらず、すべて規制対象となります。

ただし、例外として次に掲げるものがあります。

ア 地下街にある飲食店部分

→ 飲食店等として規制される場合があります。

イ 地下街にあり、地下街から階段等で通じている自動車車庫・駐車場部分

→ 自動車車庫・駐車場として規制される場合があります。

(2) 禁止される場所

地下街のうち、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みが禁止される場所は、「売場」及び「地下道」です。

ア 「売場」は、次の(ア)及び(イ)の部分です。

(ア) 物品陳列販売部分及び当該部分に付属する通路部分

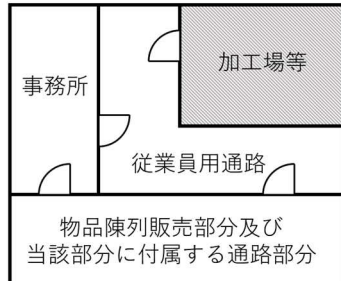
(イ) (ア)に隣接する次に掲げる部分

a 食料品の加工場及び各種物品の加工修理場（以下「加工場等」という。）。ただし、当該部分が不燃区画（開口部は常時閉鎖式の防火設備とする（当該部分にスプリンクラー設備が設置されている部分を除く。）。）されており、(ア)の部分に対して、はめごろし窓以外の直接面する開口部を有していない場合を除く。

b スtock場。ただし、当該部分が不燃区画されており、(ア)の部分に対して、はめごろし窓以外の直接面する開口部を有していない場合を除く。

(例) 加工場等が売場から除かれる場合

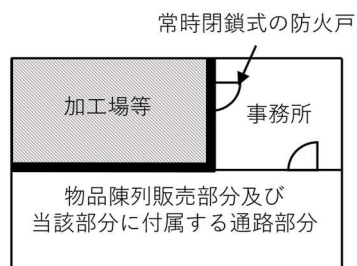
(例1)



「加工場等」は、「物品陳列販売部分及び当該部分に付属する通路部分」と隣接していない。

指定場所から
除かれる加工場等

(例2)



「加工場等」は、「物品陳列販売部分及び当該部分に付属する通路部分」に隣接しているが、「物品陳列販売部分及び当該部分に付属する通路部分」に、はめごろし窓以外の直接面する開口部を有しておらず、「加工場等」全体が不燃区画（開口部は常時閉鎖式の防火設備）されている。

※ 「加工場等」にスプリンクラー設備が設置されている場合は、防火設備を常時閉鎖式とする必要はありません。

不燃区画
指定場所から
除かれる加工場等

注意

「物品陳列販売部分及びその間の通路」に隣接している加工場等を売場から除くために設けた防火設備の周囲には、閉鎖障害（ドアストッパーの設置、台車の放置など）となるようなものを置かないよう維持管理を徹底しましょう。

【常時閉鎖式の防火設備とは】

常に閉鎖状態を保つ構造の防火設備です。（直接手で開けることができ、自動的に閉鎖する自動閉鎖装置が取り付けられています。）

イ 「地下道」は政令別表第1(16の2)項の地下街内の通路部分です。

第2章 第6節 地下街

(3) 禁止される行為

地下街のうち、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みが禁止される場所は、「売場」及び「地下道」です。「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはされない場合があります。

第1章、第3節、3 危険物品とは、【危険物品持込みから除外される行為】を参照してください。

場 所	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
売 場	×	×	×
地下道	×	×	×

〔×：禁止〕

2 禁煙・火気厳禁・危険物品持込厳禁等の標識の設け方

標識は下表を例に、顧客、入場者及び利用者の見やすい箇所に設けます。

標 識	設置箇所
禁 煙	・顧客、入場者、利用者用の入口
火気厳禁	
危険物品持込厳禁	
全面禁煙	・当該防火対象物又は指定場所の入口等

3 解除承認について

(1) 禁止場所と禁止行為

地下街の売場及び地下道では、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みなどの行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、解除の基準に適合している場合には解除承認を受けることができます。

場 所	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
売 場	否	可	可
地下道	否	否	否

※「可」…解除承認を受けることが可能です。
「否」…解除承認を受けることができません。

(2) 解除承認を受けられる範囲

解除を受けるための基準は次表のとおりです。

地下街		
指 定 場 所	禁 止 行 為 の 種 類	解 除 の 基 準
売 場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器具を設ける★1こと。 (3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (4) 出入口及び階段等から水平距離で5 m以上離れていること★2、★3（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★4を除く。）。 (5) 危険物品その他の易燃性の可燃物★5から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★6を除く。）。 2 火気使用設備器具等を使用するもの (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離★7が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。 (3) 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。 ア 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置★8が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。 ウ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。 (4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。
	危険物品 持込み	1 消火器具を設ける★1こと。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6 m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m以上）、その他の危険物品については水平距離で3 m以上離れていること★2、★3（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★9を除く。）。 4 裸火を使用する場所から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★6を除く。）。 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。

第2章 第6節 地下街

売場	危険物品 持込み	(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ★10 容器の許容充填ガス質量の合計が1kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）★11。
	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	認めないものとする。
	危険物品 持込み	認めないものとする。
地下道		

★1 「消火器具を設ける」とは？

ア 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置きます。

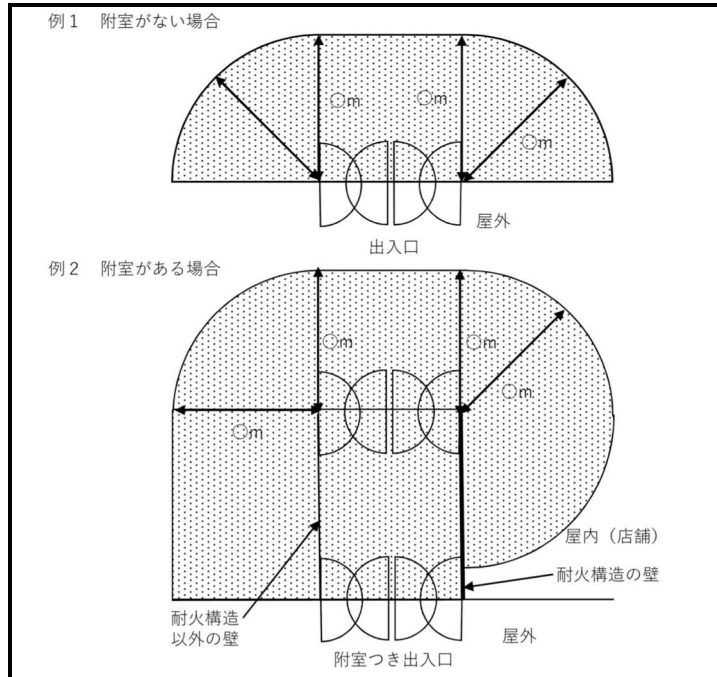
イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます。(消火能力単位は、消火器具に表示されています。)

既に設けられている消火器具が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれている場合は、消火器具を新たに設ける必要はありません。

★2 「出入口から水平距離で〇m以上離れていること」とは？

ア ここでいう出入口とは、公共の用に供する道路又は広場に面する出入口のことです。

イ 水平距離は次のとおりです。

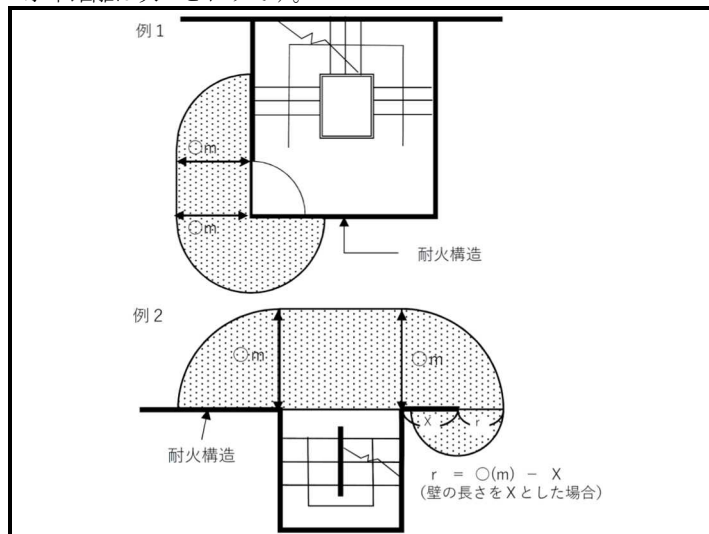


※ 裸火使用の場合は「耐火構造」を「不燃材料」に読み替えます。

★3 「階段等から水平距離で〇m以上離れていること」とは？

ア ここでいう階段等とは、階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下のことです。

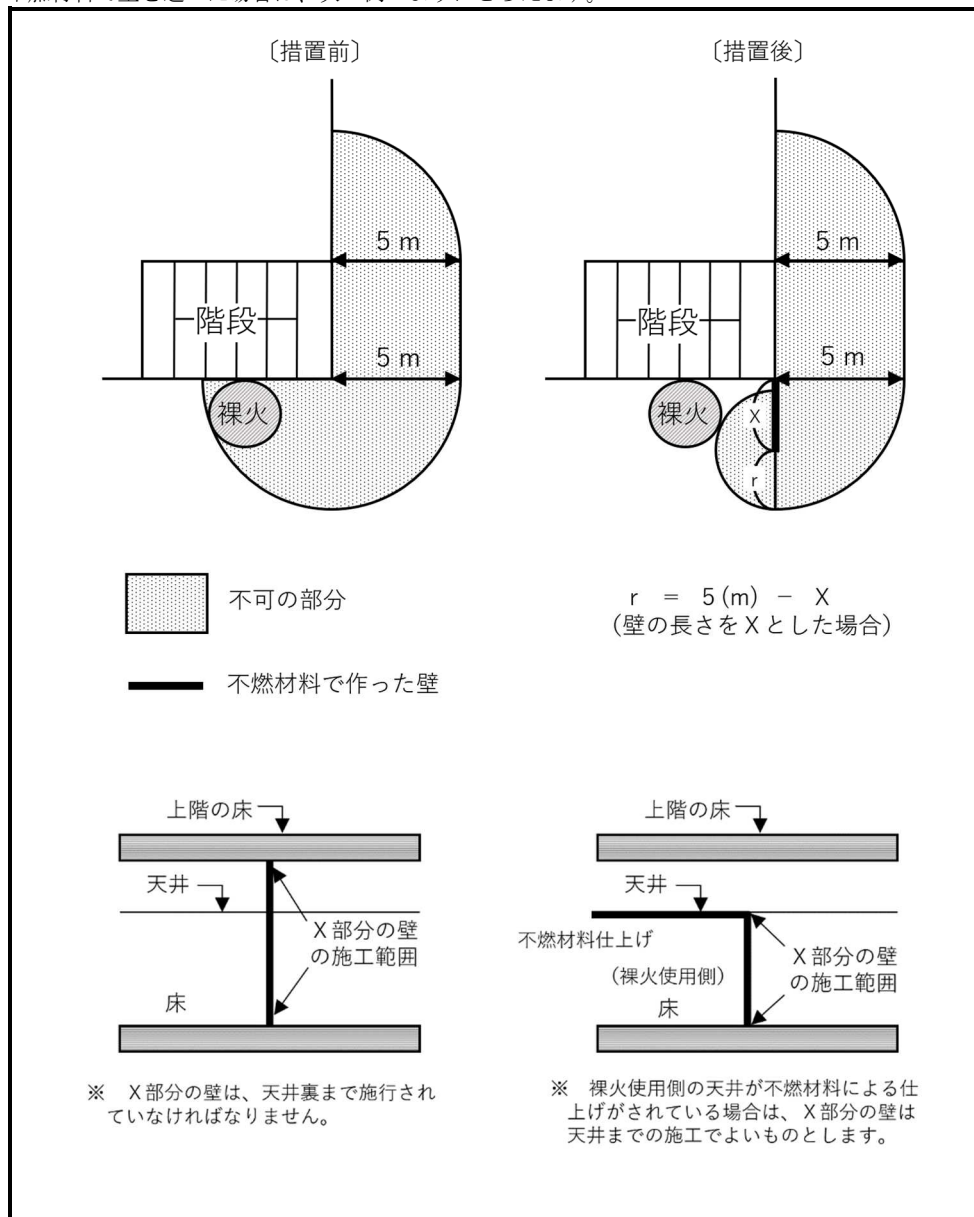
イ 水平距離は次のとおりです。



※ 裸火使用の場合は「耐火構造」を「不燃材料」に読み替えます。

★4 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」とは？

不燃材料で壁を造った場合は、次の例のようにとらえます。



不燃材料	ガラス、コンクリート、れんが、石綿スレート、モルタル、石、石膏ボード（厚さ12mm以上）など、建基政令第108条の2に定める性能を有する建築材料（第3章、1、(3)参照）
------	---

★5 「易燃性の可燃物」とは？

紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いもの（少量で軽易なものを除く）をいいます。

少量で軽易なものの例として、メモ用紙、掲示物、キッチンペーパー、ふきん、発泡スチロール容器、プラスチックトレイ等が挙げられます。

裸火使用に伴う「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、加工場等で使用する調理油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合は不要です。

★6 「不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」とは？

次のような場合をいいます。

- ア 不燃性の収納箱に収納してある場合
- イ 安定した不燃性のつい立などで遮断されている場合
- ウ つい立の設け方
 - (ア) 大きさは、裸火の火炎及び熱（放射熱等）から危険物品その他易燃性の可燃物を防火上有効に遮断していること。
 - (イ) 危険物品その他易燃性の可燃物が、地震等より荷崩れした場合に裸火まで届かないこと。



不燃材料	ガラス、コンクリート、れんが、石綿スレート、モルタル、石、石膏ボード（厚さ12mm以上）など、建基政令第108条の2に定める性能を有する建築材料（第3章、1、(3)参照）
------	---

★7 「火災予防上安全な距離」とは？

条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。



火気使用設備（厨房設備）

★8 「ガス漏れ早期発見のための装置」とは？

単体型のガス漏れ警報器も含まれます。なお、この場合、装置の設置位置については、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されていなければなりません。

金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で立消え安全装置が備え付けられている火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

★9 「耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」とは？

- ★4 と同様の方法で壁を「耐火構造」とした場合をいいます。

★10 「可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）」とは？

「高圧ガス保安法第3条第1項第8号及び高圧ガス保安政令第2条第3項第8号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」をいいます。

（例）高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス



（例）高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガス



地下街では解除承認できません。

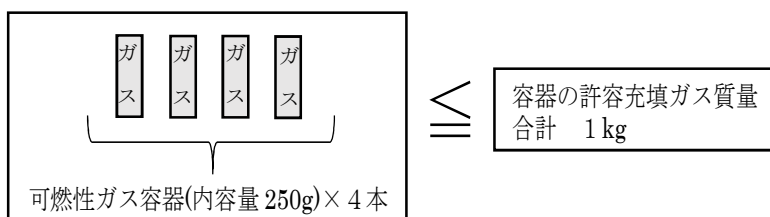
★11 「容器の許容充填ガス質量の合計が1kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）」とは？

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。

また、容器の個数に制限はありません。

【例】内容量が250gの可燃性ガス容器であれば、4本まで持ち込むことができます。



(3) 申請上の留意事項

ア 裸火使用で、液体燃料を熱源とする火気使用設備器具等は、解除承認を受けることができません。

イ 解除承認の期間は原則として1年未満ですが、火気使用設備器具等を使用する行為又は危険物品を持ち込む行為の場合には、1年以上（最長で承認日から10年）とすることができます。この場合、申請は申請場所ごとに行います。

機器の変更や行為者の変更等、承認申請時の内容と異なる事案が発生した場合には新たな申請が必要となります。

4 全面的に禁煙にする場合の措置

全面的に禁煙にする場合は、第1章、第5節、2「全面的に禁煙にする場合の措置」の措置を行う必要があります。

5 喫煙所の設け方

喫煙が禁止される指定場所以外の部分がない地下街に設ける喫煙所は、地下道等の通行及び避難上支障のない場所に設けてください。

また、喫煙所は、常に喫煙所の設置基準に合った安全な状況が維持されるよう、管理されなければなりません。

第1章、第5節、4「適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所とは」の基準を遵守するとともに、次の点に留意してください。

(1) 地下街の場合、売場や地下道での喫煙が禁止されていますので、顧客、入場者及び利用者に分かりやすいように喫煙所の案内表示を設けたり、館内放送を行うなどして、禁煙場所の徹底と「喫煙所」の周知を図る必要があります。

(2) 施設の管理者等は、すべての従業員に喫煙所の設置の目的について十分説明を行い、理解を得たうえで、実効性のある喫煙所の管理を心がけなければなりません。

